

1人あたり 10万円

「特別定額給付金」の申請受付中です

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援として「特別定額給付金」が支給されます。申請書は各世帯に郵送されており、現在申請を受け付けています。8月20日(木)までに申請をお願いします。

☎特別定額給付金事業対策室 ☎ 22-3231

●給付対象者

基準日である令和2年4月27日時点で、阿蘇市の住民基本台帳に登録（以下住基登録）されている人が対象です。基準日に他の市町村に住基登録されていた人は、その市町村での給付となります。

●給付額

対象者1人につき10万円です。

●給付金の申請方法

感染拡大防止の観点から、3密を防ぐため、給付金の申請受付は市役所の窓口では行いません。市から郵送された申請書に必要事項を記入して返送する「郵送申請」もしくは「オンライン申請」のいずれかの方法で申請してください。

(1) 郵送による申請

市から世帯主宛てに郵送された申請書に振込口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを返信用封筒に同封して、市に返送ください。

(2) オンライン申請

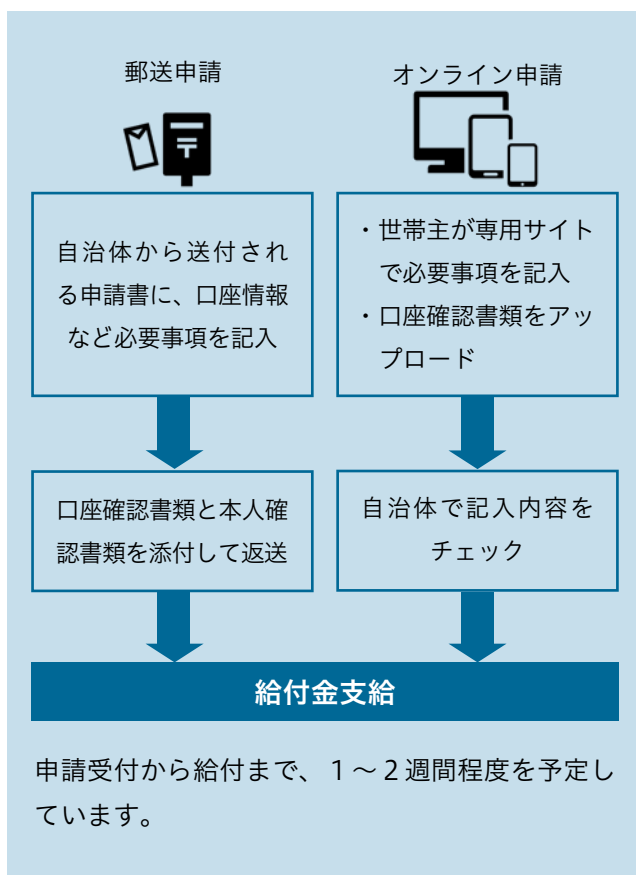
オンライン申請は、国が運営するオンラインサービスマイナポータルの「ぴったりサービス」を利用して行います。マイナンバーカードを所持している人のみ利用可能です（暗証番号を忘れた人は申請できません）。

オンライン申請は、世帯員の入力もれ等の申請誤りも多いことから、郵送申請をおすすめします。

●受給権者（給付金の受け取り者）

住基登録されている人が属する世帯の世帯主です。よって、世帯主が申請を行います。

給付は、原則として世帯主本人名義の金融機関口座への振り込みによって行います。



●給付金を装った詐欺にご注意ください

特別定額給付金を振り込むために、国や市が振込手数料を求めることは絶対にありません。ATM（現金自動支払機）での操作手続きを行うよう連絡することも絶対にありませんのでご注意ください。

●配偶者からの暴力などを理由に避難している人への措置もあります。詳細は特別定額給付金事業対策室にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

緊急小口資金等の特例貸付を実施します

社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸し付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの人に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

※審査の結果によっては、貸付ができない場合があります。

阿蘇市社会福祉協議会 本所
☎ 32-1127
月～金 10:00～16:00

- 受付期間 令和2年3月25日(水)から
令和2年7月31日(金)まで
- 据置期間 1年以内
- 貸付利子 無利子
- 保証人 不要

休業した人向け

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

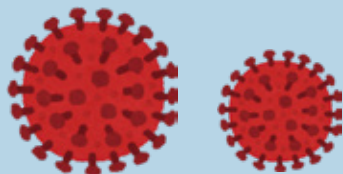
●対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

●貸付上限額

10万円（学校の休業等の特例 20万円）

●償還期限 2年以内



失業した人等向け

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。

●対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

●貸付上限額

2人以上世帯：月 20万円

単身世帯：月 15万円

※貸付期間は原則3カ月以内

●償還期限 10年以内

※予約制となっております。内容のお問い合わせや、貸付のお申し込みは、阿蘇市社会福祉協議会にご連絡ください。

※貸付内容等に変更がある場合がありますので、最新の情報は熊本県社会福祉協議会のホームページを確認してください。



新型コロナウイルスの影響により納税が困難な人へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」があります

問 税務課収税係 ☎ 22-3148

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間中における途中での納付や分割納付など、事業の状況の応じて計画的に納付していただくことも可能です。

●対象となる人

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20パーセント以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し、適切に対応します。

●対象となる地方税

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象です。
- ・すでに納期限が過ぎている令和2年2月1日以降の未納の地方税についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

●申請手続き

- ・令和2年6月30日まで、または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

養護老人ホーム あそ上寿園

健康上寿な施設をめざします
心穏やかに暮らせる施設をめざします
地域に根差した開かれた施設をめざします

アルコール学習会を園で開催しています。
毎月第4土曜日14時～15時です。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞ来園ください。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501

広告

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な人へ

国民年金保険料の免除申請が可能です

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などで所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

☎ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570-003-004

熊本東年金事務所

☎ 096-367-8144

〒 862-0901 熊本市東区東町4丁目6番41号

●対象となる人

以下①②のいずれにも該当となる人

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した人
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる人（学生の場合、学生納付特例基準相当になることが見込まれる人）

●対象となる期間

令和2年2月分から当面の期間



●申請に必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書または学生納付特例申請書
 - ②所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例））
 - ③学生証のコピー（学生の方）
- ※①②は、ほけん課、各支所の市民係または熊本東年金事務所、日本年金機構ホームページで入手することができます。

●提出方法

申請書の提出先は、ほけん課、各支所の市民係または熊本東年金事務所です。
※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をお願いします。

循環器科（動悸・胸痛・高血圧・糖尿病・コレステロール等）

内科

腎臓内科・人工透析

- ・来院困難な患者様は **訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ** でお支え致します
- ・血管年齢・骨年齢等を測定し、**健康寿命を延ばす診療** をします
- ・眠れない・口が乾く・不意に眠くなる等の症状がある方に **睡眠時無呼吸症候群** の検査及び治療を行っています

サービス付高齢者向け住宅 阿蘇山荘 併設



医療法人 坂梨ハート会

さかなしハートクリニック

阿蘇市小里249の2

☎0967-24-6262